

# 海岸漂着物対策推進会議（第7回）

平成28年7月13日

## 海岸漂着物対策推進会議（第7回）

平成28年7月13日（水）14:00～14:50

中央合同庁舎第4号館共用108会議室

### 議 事 次 第

#### 【議 題】

1. 漂流・漂着ごみに関する関係府省庁の取組について
2. 海洋ごみに関する国際動向について
3. その他

#### 【資料一覧】

- |       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| 資料1   | 海岸漂着物対策推進会議の設置について                    |
| 資料2   | 海岸漂着物対策専門家会議（第10回）における専門家による主なご意見について |
| 資料3   | 漂流・漂着ごみ対策関連予算                         |
| 資料4   | 海洋ごみに関する国際動向について                      |
| 参考資料1 | 海岸漂着物処理推進法                            |
| 参考資料2 | 海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針        |
| 参考資料3 | 海岸漂着物処理推進法施行状況調査結果                    |
| 参考資料4 | G7伊勢志摩サミット首脳宣言（抜粋）                    |
| 参考資料5 | G7富山環境大臣会合コミュニケ（抜粋）                   |
| 参考資料6 | 日中韓三力国環境大臣会合コミュニケ（抜粋）                 |
| 参考資料7 | 海岸漂着物対策専門家会議（第10回）議事録                 |

午後 2時00分 開会

○平野海洋環境室長 ちょうど時間になりました。皆さん、おそろいでございますので、ただいまより第7回海岸漂着物対策推進会議を始めさせていただきます。

私、本日、進行を務めさせていただきます、環境省の水・大気局海洋環境室長の平野と申します。どうぞよろしくお願いたします。座って続けさせていただきます。

まず、本日の資料の確認を先にさせていただきたいと思えます。

議事次第が1枚ございまして、その次、資料1として、この推進会議の設置についてという関係省庁申し合わせのペーパーがございます。次に、資料2、1枚紙でございますが、3月に開催されました第10回の専門家会議で出された主な意見を要約しております。3番目、こちらが28年度の漂流・漂着ごみ対策関連予算の総括表でございます。資料3の別紙2として、関連予算の事業詳細の資料をつけてございます。資料4、海洋ごみに関する国際動向について。そこから先は参考資料でございます。参考資料1、これは海ごみの法律の資料でございます。参考資料2として、この漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針です。参考資料3といたしまして、この推進法の施行状況調査結果。参考資料4が、今年のG7伊勢志摩首脳宣言の海洋ごみ部分の抜粋でございます。参考資料5として、G7富山環境大臣会合でのコミュニケの海洋ごみ関連の部分の抜粋でございます。資料6といたしまして、これは今年4月にありました日中韓三カ国環境大臣会合の共同コミュニケの抜粋でございます。参考資料7といたしまして、3月に開催されました専門家会議の議事録をつけております。

資料は以上でございます。もし抜けていたりとかございましたら、事務局までお申し付けさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

では、引き続きまして、議長でございます、環境省水・大気環境局長、高橋からご挨拶申し上げます。

○高橋水・大気環境局長 皆さん、こんにちは。環境省水・大気環境局長の高橋でございます。

本日は、皆さん、お忙しい中、この推進会議にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、関係省庁におかれましては、日ごろから海岸漂着物処理推進法の理念に基づきまして、海洋ごみ対策の推進にご尽力をいただいておりますことを改めて御礼を申し上げます。

海洋ごみに関しましては、ご案内のとおり、平成21年に海岸漂着物処理推進法が制定をされまして、翌年に基本方針が閣議決定をされて以来、各都道府県において、法律と基本方針に基づいて地域計画を作成しまして、漂着ごみの回収処理を初め、海洋ごみ対策に尽力をしてい

ただいているところでございます。

また、海洋ごみ問題は、近年、国際的にも大変関心を持たれてございます。昨年のG7、エルマウ・サミット首脳宣言に引き続きまして、後ほどまた詳しくご報告を申し上げますけども、今年のG7の伊勢志摩サミット首脳宣言や、G7富山環境大臣会合コミュニケ、あるいは第2回国連環境総会の決議におきましても、この海洋ごみ関係の事項が盛り込まれるなど、マイクロプラスチックによる海洋環境への影響の可能性を含めて、国際的にも大きな課題として認識をされております。こういう側面からも関係省庁は皆様と一丸となって取組を進めていきたいと考えております。

本日の中身でございますけれども、まず、今年の3月に開催をされております海岸漂着物の対策専門家会議、ここにおけます専門家からのご意見について、まずご報告をさせていただきたいと思っております。その後、関係省庁の皆様から漂流・漂着ごみ対策に関する取組について、ご報告をいただくとともに、環境省から、その海洋ごみの国際動向についてもご報告をさせていただきます。

関係省庁の皆様には、今後とも海洋ごみ問題に関しまして、ご協力を賜りたいと考えております。その点お願いを申し上げてご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いを申し上げます。

○平野海洋環境室長 ありがとうございます。

マスコミの方による冒頭の頭撮りはここまででございますので、以上で終了としていただきますよう、お願いいたします。

議事次第に書いてなかったのですが、最初に、先程局長がご挨拶で申し上げたとおり、3月に開催されました専門家会議、こちらからご説明申し上げます。

○事務局 お手元の資料2をご覧ください。こちらで第10回の専門家会議における専門家による主なご意見があります。順番に申し上げます。

まず、一般社団法人JEANの小島委員からは、水産庁は、発泡スチロール製の漁具のリサイクル等の取組や日本のすぐれた技術について、中国や台湾にも紹介していただきたいというご意見がございました。

続きまして、一般社団法人JEAN、同じく小島委員からは、マイクロプラスチックの排出抑制について、環境省のみならず、経済産業省などを含めて省庁横断的な取組が必要であるというご意見がございました。

次に、廃棄物・3R研究財団の田中委員からは、容器包装の分別、リサイクルに関して環境省

が実施する容器製造の環境配慮設計等に係る実証実験の結果を経済産業省の取組に活用するなど、省庁間の連携が進むことを期待するというご意見がございました。

続きまして、同じく小島委員からのご意見ですけれども、海岸漂着物処理推進法に基づく各都道府県等の取組の施行状況調査について、効果がわかるような調査をする必要があるというご意見がございました。

続きまして、一般社団法人マリーナ・ビーチ協会の西島委員からは、日本に漂着するごみの量を経年的に把握するため、特定の海岸における定点モニタリングを継続して行っていただきたいというご意見がございました。

続きまして、田中委員からは、G7サミットを、日本の海岸ごみ対策をPRするとともに、開発途上国に対して海洋ごみ対策の取組を促す機会にすべきである。効果的な発生抑制として、通年の廃棄物を適正に処理するように改善するよう働きかけることが一番大事であるというご意見がございました。

続きまして、大妻女子大学の兼廣座長からは、マイクロプラスチックの回収は困難であるため、アメリカでは化粧品でのマイクロビーズの使用を禁止したように、発生抑制について、根本的な措置を考えていかなければならないというご意見がございました。

続きまして、同じく兼廣座長から、プラスチックごみがマイクロ化する前に、海洋に流出した後すぐに回収・処理する仕組みを考える必要があるというご意見がございました。

続きまして、田中委員からは、環境省において、プラスチックごみの分別・運搬・中間処理等の方法の組み合わせについて、マイクロプラスチックの発生抑制の観点も含めた、環境負荷も入れた評価を行う研究・実証実験を実施することが重要であるというご意見がございました。

専門家による主なご意見は以上でございます。

○平野海洋環境室長 ありがとうございます。

今、紹介いたしました、前回専門家会議における専門家の主なご意見でございます。これは会議当日に各省庁からもご担当者にご出席いただいております、その場で大分ご回答いただいた事項もございますけれども、また、現在の取組状況であるとか、あるいは検討状況であるとか、各省庁からコメントがございましたら積極的にご発言をいただきたいと思っております。ございませんでしょうか。

この後、各省の取組についてご紹介いただくわけでございますが、もし機会がございましたら、その中でまた言及していただいてもよろしいかと思っております。

それでは、この専門家意見を踏まえて、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

次に、議題1でございますけれども、漂流・漂着ごみに関する関係府省庁の取組についてという事で、こちらに移ります。

では、まず、各省の予算の総括について、事務局から説明いたします。

○事務局 資料3をご覧ください。こちらは、平成28年度漂流・漂着ごみ対策関連予算の総括に関する資料でございます。

上から順番に申し上げます。単位は百万円でございます。

農林水産省におかれましては、1万2,040と7万5,148の内数となっております。

経済産業省におかれましては、260の内数となっております。

国土交通省におかれましては、102万6,978の内数となっております。

気象庁におかれましては、予算措置なしとなっております。

海上保安庁におかれましては、97の内数となっております。

環境省におかれましては、489と3万1,872の内数となっております。

国土交通省及び農林水産省におかれましては、災害関連事業の内数となっております。

以上でございます。

○平野海洋環境室長 今、説明いたしました総括の詳細のほうは別紙1のほうに掲載がございます。

では、続きまして、それぞれの取組につきまして、各省庁からご説明をいただきたいと思っております。資料3の別紙に基づいてのご説明になるかと思いますが、最初に、林野庁さん、お願いいたします。

○三谷治山課治山対策官 林野庁治山課でございます。

林野庁では、災害に強い森林づくりの推進ということで、平成28年度予算として、737億8,500万円の内数、それから、参考ですが、平成27年度補正予算として49億4,400万円の内数を計上しております。

事業の詳細な内容については、別紙2の1ページでございますけれども、資料の右端の上から三つ目に当たります流木災害の防止ということで、左側の写真にございますような治山施設の設置や荒廃森林の整備に合わせて、溪流沿いに倒れている危険木の除去ですとか、溪畔林の改植ですとか、森林内で倒れている木の安定化などに対して予算措置を行い、対策を進めているところであります。

以上でございます。

○平野海洋環境室長 ありがとうございます。

では、続きまして、水産庁さん、お願いいたします。

○高瀬漁場資源課生態系保全室長 水産庁の生態系保全室長です。

水産庁の事業につきまして、ご説明させていただきます。資料3の2ページ、3ページ、4ページになります。

まず、2ページの漁業系廃棄物対策促進事業ですが、これは昨年度までは漁場漂流・漂着物対策促進事業という事業名でしたが、平成28年度から事業内容を見直しまして、名称を変更して実施しております。予算額は1,800万円でありまして、内容としまして、漁業系廃棄物、具体的には発泡スチロールの廃棄物、廃発泡スチロールのリサイクル手法の普及と実証試験に対する支援、それから、固形燃料化した廃発泡スチロールを活用した、ボイラーの開発に対する支援を行っております。

それから、次のページになります。漁場復旧対策支援事業、平成28年度の予算額、12億7,900万円です。この事業は、東日本大震災により、漁場に漂流・堆積した瓦れき除去への支援でありまして、専門業者や漁業者による回収を現在も進めているところであります。これは被災3県に特化した事業ですが、県によって瓦れきの除去の程度に少し差がありますので、状況に応じて支援の内容を少し変えております。

それから、4ページになりますが、水産環境整備事業、平成28年度予算は107億4,300万円です。この事業は、資料の左下の事業例の中に記載されておりますように、たくさんメニューがあるんですけども、この中の水域環境保全のための事業の中に堆積物の除去というのがありまして、予算額は107億4,300万円ですけれども、この中の内数ということになります。

事業の説明は以上のおりですが、専門家会議のときの小島委員からのご意見ですね、発泡スチロール製の漁具のリサイクル等の取組などについて、中国や台湾にもご紹介したらどうかというお話だったんですけども、持ち帰りまして、関係者とも相談をしたんですけども、我々水産庁、対外的な外国との窓口というと水産当局ということになりますので、なかなかこの事業を、もちろん宣伝なり、紹介なりすることは可能なんですけれども、余り環境当局の方には伝わりにくいのかなというようなこともありまして、どうするのが一番効果的なのかということはあるんですけども、引き続き関係省庁の皆様と協力していただきながら広報に努めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○平野海洋環境室長 ありがとうございます。

では、続きまして、経済産業省さん、お願いします。

○田村越境移動管理官 経済産業省でございます。

同じ資料の5ページ目をご覧ください。

経済産業省では、漂流・漂着物対策については、直接の対策というよりは、むしろ漂流・漂着物になるようなものを減らす対策をとっているところでございます。こちらの資料にもありますとおり、漂流・漂着ごみの中にはペットボトルやビン・缶、ポリ容器といった容器包装も含まれております。こういったものは海外から流れてくるということもありますけれども、日本国内から出るものもあるのではないかとということで、こういった容器包装が廃棄物として出ることを減らすという排出抑制対策をとっているところでございます。こちらにありますとおり、大きく二つの施策を今年度はとることとしております。一つ目が容器包装リサイクル法に基づく排出抑制の促進で、皆さんご存じのとおり、容器包装リサイクル法という法律の中で、いわゆる容器包装廃棄物については、その原料と資源の有効利用という観点から、分別排出や分別収集、そしてリサイクルを促進することになっております。こういったものに関しまして、2億6,000万、これは経済産業省の環境関係調査の予算の全体ですけれども、その一部を活用いたしまして、こういった容器包装廃棄物の排出抑制に係る調査を今年度実施することとしております。

また、二つ目の政策といたしまして、3Rの普及啓発、これはリデュース、リユース、リサイクルでございますけれども、関係8省庁と協力いたしまして、毎年10月を「3R推進月間」と位置づけて、広報・普及活動を行っているところでございます。日本全国でさまざまなイベントを開催しておりますが、これを本年度も関係省庁と協力して実施してまいり所存でございます。

以上でございます。

○平野海洋環境室長 ありがとうございます。

では、続きまして、国土交通省水管理・国土保全局さん、お願いいたします。

○赤澤海岸室課長補佐 国土交通省水管理・国土保全局でございます。

私のほうからは、直轄河川におけるごみ問題の取組ということで、3の2の資料の6ページです。河川管理者の取組というところから説明させていただきます。

河川管理者といたしましては、主な取組として、河川巡視による早期発見・対応、それから監視の連携ということとか、あるいは河川にたまった流木・ごみの処理、それから、流域と住民との連携による清掃活動、それから、ごみマップ等の作成、それから、設置看板による普及啓発ということで対策を進めております。

具体的なところでは、河川管理の部分では、まず、写真の一番左にお示ししてありますよ



うな巡視を日々行っておりますし、その下の部分ですね、河道内の樹木を計画的に伐採する取組、それから、真ん中の部分でございますけれども、投棄させない環境づくりということで、河川敷への車両の通行どめや、下の写真、ちょっとわかりにくいですが、左のように草とかが生えていけば投棄されるということで、環境整備をして、捨てさせない環境をつくると。それから、カメラの監視、一番右ということでやっております。

それから、連携体制の強化ということで、全ての一級河川に「水質汚濁防止連絡協議会」というのを持っております、それを活用した連絡体制の確認でありますとか、関係機関との合同パトロールを進めておるところでございます。

あと、普及・啓発といたしまして、ごみマップ、写真の一番左でございますけれども、こういうものを、真ん中のところの看板設置、ごみの調査みたいなことをやったりということで啓発を図っておるということ、そのような取組を強化してやっていっておるということでございます。

以上です。

○平野海洋環境室長 ありがとうございます。

続きまして、国土交通省港湾局さん、お願いいたします。

○山形海岸・防災課広域連携推進官 国土交通省港湾局です。

港湾局におきましては、海洋環境整備事業、閉鎖性海域における浮遊ごみや油の回収というのをやっております。海域環境の保全を図ること、あとは船舶航行の安全というの也有りますが、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明海、八代海といった閉鎖性海域において海面に漂流する流木・ごみや、船舶から流出される油等の回収を行っています。これらの海域に、現在、海洋環境整備船、約11隻配備して、右にありますように、回収装置やクレーンによるごみ・流木の回収といったことを行っております。

以上でございます。

○平野海洋環境室長 ありがとうございます。

続きまして、気象庁さん、お願いいたします。

○河里地球環境業務課調査官 気象庁でございます。

気象庁では、船を2隻保有しております、毎年、日本周辺の決まった観測定線について観測を行っております。観測項目としては、水温や塩分、二酸化炭素濃度、また、海上の気象観測等も行っております。気象庁では、その航路上に浮遊している比較的大きな浮遊物、発泡スチロール等の大きなものについて、ブリッジからの目視による観測を実施しております。その経

年変化のグラフ等をホームページで公開をさせていただいているところです。

以上でございます。

○平野海洋環境室長 ありがとうございます。

海上保安庁さん、お願いします。

○金子環境防災課長 海上保安庁でございます。

資料の10ページでございます。二つございます。まず、一つ目が、市民などへの海洋保全思想の普及を目的とした啓発活動ということで、(1)のとおり漂着ごみ分類調査を行っております。一般市民による海岸清掃に参加して、その場で漂着ごみの分類調査に協力しております。特に、6月を「海洋環境保全推進月間」ということで重点的に取り組んでおるところでございます。

(2)のところですが、そういうごみ分類調査の結果を踏まえまして、今の漂流・漂着物の現状について、市民のほうに海洋環境保全教室の実施などを通じて広く周知、海洋保全の必要性の呼びかけ、こういった啓発活動を実施しておるところでございます。

それから、二つ目が、大規模漂着状況の原因調査ということで、漂着ごみから油流出などを含めてということになりますけど、今、大量のものが認められる場合には、地元自治体とかと連携して調査し、その原因追求をし、関係自治体、関係者への情報提供、注意喚起などを行っております。こういったものは、基本的には、その原因者のほうで最終的に処理してもらうものだと思いますけど、そういった指導、場合によっては保安庁のほうも直接、回収とか、そういったことも行っておるところでございます。

以上です。

○平野海洋環境室長 ありがとうございます。

次に、環境省でございますが、まず、私ども事務局をやっている海洋環境室の政策につきまして、ご説明申し上げます。

○事務局 環境省海洋環境室でございます。海洋環境室関連の資料は、11ページから13ページまでの3枚ございますので順番にご説明いたします。

まず、11ページ目についてですけれども、海岸漂着物地域対策推進事業というものがございます。こちらは、都道府県や市町村が実施する海洋ごみの回収処理事業、発生抑制対策、地域計画の策定に対して環境省から補助金という形でお金を出して、都道府県や市町村等で実施してもらうという形をとっております。

予算については、今年度予算は4億円で、昨年度の補正予算では約26億円ついております。

一部については、地域の事情、例えば離島とか過疎とか半島地域のところにつきましては、かさ上げを実施しているところです。

続きまして、12ページ目に移ります。こちらは海洋ごみ調査として、環境省海洋環境室でも調査を行っています。

具体的には、大きく分けて四つございますが、まず左上の漂着ごみ調査として、今後の計画も含めて5年間で、全国28カ所の海岸を実際に現場で調査を行う予定です。これまでも行っているところです。調査の際には、ごみの量とか種類、組成ないしはペットボトルの製造国、これは外国から流れてきたペットボトルについては、どこから来たのか判別できますので、それらについて情報を収集・整理しております。昨年度は10カ所の調査をしております。

続きまして、真ん中の漂流ごみ調査についてですけれども、船舶の上から実際にごみを目視観測をして、どういうごみが流れているのかとか、どのぐらいごみが多いのかということ进行调查しております。

右側ですけれども、海底ごみ調査につきましても、実際に船を出して海底のごみを底びき網を使って収集して、また、ごみの種類とか密度等をはかって調査しております。

下のほうに移りますが、マイクロプラスチック調査も行っております。マイクロプラスチックは5ミリ以下の微小なプラスチックごみのことを言いますが、これについて、生態系への悪影響も懸念されておりますので、実態把握調査を推進しております。具体的には、日本周辺海域等における分布状況及びマイクロプラスチックに吸着しているPCB等の有害化学物質の量を把握するための調査を実施しております。

続きまして、13ページ目に移ります。これまでの調査の話は、沿岸域とか沖合域の日本周辺の海域の話でしたが、こちらは範囲を広げまして、南極海から日本に向けて、赤道であるとか、さまざまな海流を横断して、実際にそれらの海域において海洋ごみ、マイクロプラスチックを含めた漂流ごみがどのぐらい存在するかなどについて調査を行うものです。

環境省が持っております環境研究総合推進費によって九州大学や東京海洋大学、東京農工大学、愛媛大学に委託して実施しております。3カ年事業で、昨年度から実施しております。こちらも南極海から日本までの間において、海洋を漂う大型ごみやマイクロプラスチックの分布状況と、マイクロプラスチックに付着しているPCBなどの有害物質の濃度などを明らかにするため調査をしているところです。

海洋環境室からは以上でございます。

○平野海洋環境室長 ありがとうございます。

続きまして、環境省廃棄物・リサイクル対策部よりご説明申し上げます。

○西原廃棄物対策課課長補佐 環境省廃棄物・リサイクル対策部でございます。

引き続きまして、別紙2の資料、14ページのほうをご覧くださいののですけれども、災害等廃棄物処理事業費補助金の概要でございます。この事業は、災害で発生した廃棄物を処理するに当たって、かかる経費を補助するというものでございます。14ページの右側の欄をごらんいただきたいのですが、災害起因ではないとありますけれども、こちらのほうで、海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物、いわゆる漂着ごみの収集、運搬及び処分についても補助の対象としております。こちらのほうを使って、海洋ごみの処分ができるメニューでございます。

続きまして、15ページをご覧くださいののですけれども、15ページは、循環型社会形成推進交付金（廃棄物処理施設分）ということで、市町村が通常のごみを処理するためのごみの焼却炉、あとは最終処分場とか、そういうごみの焼却、廃棄に係る施設を整備する際に、対象となる施設について交付金を交付するという事業でございます。もともとはそういうごみ焼却炉をつくるための交付金でございますけれども、平成22年度から、この海岸漂着物に係る除塩施設、あと破碎切断施設といった海ごみを処理するための施設についても交付対象としたというところでございまして、こちらの交付金を活用して、海ごみの処理が進むというものでございます。

以上でございます。

○平野海洋環境室長 ありがとうございます。

最後になりますが、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業でございますが、こちらは国土交通省、農林水産省、水産庁と複数の省庁にまたがった事業となっております、代表して、国土交通省水管理・国土保全局さんからご説明をいただきたいと思っております。

○赤澤海岸室課長補佐 海岸4省庁を代表いたしまして、説明させていただきます。

16ページでございます。災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業ということで、長い名前になっておりますけれども、目的としましては、洪水、台風等々ございましたら、右の写真のように、かなりの流木・ごみ等が漂着すると。それから、外国から海岸に漂着したものとされる流木・ごみ等も含めまして非常に堆積して、これを放置すると、我々の海岸保全施設の機能を阻害することになるという場合に、緊急的に不定期で流木等の処理を実施しておるものでございます。

採択基準としては、海岸保全施設から1キロメートル以内の区域に漂着したものとすること

で、漂着量が1,000立米以上あれば採択基準に達するということになってございます。

それで、右に図が描いてありますけれども、事業主体数にかかわらず漂着量の合計、ここで行きますとAからDまでの海岸の合計が1,000立米以上であれば補助対象になるということで、ここの分は4省庁連携で行うということになっております。ということで、災害関連事業として実施しているということでございます。

以上、ご紹介でございました。

○平野海洋環境室長 ありがとうございます。

各省庁からのご説明は以上でございます。

これまでのご説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。ございませんでしょうか。

はい、では、局長、お願いします。

○高橋水・大気環境局長 そうしましたら、ちょっと議題1に関しまして、環境省からちょっとお願いといいますか、発言をさせていただきたいと思えます。

モニタリングについてのご協力のお願いということでございますけれども、私ども、先ほど環境省の説明の中でも、マイクロプラスチックを初めとする海洋ごみのモニタリングをやっていると、調査をやっているということをご紹介いたしましたけれども、やはり実態把握ということで、モニタリングが非常に重要でございます。環境省は何も船を持ってないものですから、大学などの外部の船舶を活用させていただいて、特に沖合等の調査をやっておりますけれども、どうしても現状においてはモニタリングを実施できる期間とか時期とか海域が限られているということでございます。

先ほど、気象庁さんからはお話がございましたけれども、今回ご出席いただいた関係省庁の中でも観測用の船舶をお持ちになっているところもあるかと思えますので、可能であれば、ぜひそのマイクロプラスチックを含む海洋ごみのモニタリングを、ぜひその観測の中で実施をしていただいで、その観測データを共有させていただければ大変ありがたいと思っております。

また、観測データは、やはり比較できないといけませんので、その実施に当たってはモニタリング手法の標準化といいたいまいしょうか、調和が必要になってまいります。私どものほうでこれまで実施をしている手法にできればご賛助いただいで、できるだけ合わせた形、手法を合わせていただくような配慮もいただければ大変ありがたいと思っております。

また、ご不明な点等あれば、事務局の海洋環境室のほうにご照会をいただければと思えます。

以上でございます。

○平野海洋環境室長 では、続きまして、議題2に移りたいと思います。

議題2、海洋ごみの国際動向についてということで私どものほうから紹介をさせていただきます。

○事務局 続きまして、資料4をご覧ください。海洋ごみに関する国際動向についてご説明いたします。

まず、1ページ目をご覧ください。1ページ目におかれましては、今年、G7の関連会合が日本で行われましたので、それに関するご紹介です。

まず、一つ目について、G7の伊勢志摩サミットが、今年の5月に開催されました。こちらの首脳宣言におきましては、資源効率性及び3Rに関する文脈の中で、これらの取組が陸域を発生源とする海洋ごみ、特にプラスチックの発生抑制及び削減に寄与することも認識しつつ、海洋ごみに対処することを再確認されました。

続きまして、同じく今年の5月に開催されましたG7・富山環境大臣会合についてです。昨年はドイツのエルマウ・サミットで合意された首脳宣言附属書というものがあまして、これは「海洋ごみ問題に対処するためのG7行動計画」と呼びますが、この効率的な実施の重要性について再確認するとともに、G7として、各国の状況に応じ、優先的施策の実施にコミットすることについて合意がなされました。もう一つは、G7として、ベスト・プラクティスを共有し、G7以外の国に対するアウトリーチ活動を促進するため、定期的なフォローアップにコミットするという合意がなされました。

最後に、また同じく5月に開催されましたG7の茨城・つくばの科学技術大臣会合についてです。こちらは、海洋ごみの規模や影響をよりよく把握するための科学的活動の重要性について再確認されました。もう一つが、これらの活動については、G7富山環境大臣会合で示された重点施策の実施に寄与するという合意がなされました。

続きまして、2ページ目に移ります。特にこれらの中のG7環境大臣会合を受けて、今後どのようにして展開していくかについてお話いたします。左上がG7環境大臣会合及びそれらで決まった取組についてです。これを受けて、まず、右側に移りますと、地域レベルの連携として、日本、中国、韓国、ロシアの四カ国で連携をしていくこととなります。一つ目が、TEMMと呼ばれるものがあまして、日中韓三カ国環境大臣会合という形の枠組みで連携していきたいと考えております。

もう一つがNOWPAPと呼びますが、これは北西太平洋地域海行動計画のことで日本、中国、韓国、ロシア、四カ国に関する取組があり、こちらの枠組みでも活動を推進していきたいと考え

ております。

そのほか、日中・日韓の場合の取組についても推進していきたいと考えております。

もう一つ、地域が右側に対して、下側に向かって広域的な国際的枠組みへの拡大という展開も考えております。例えばUNEP、国連環境計画であるとかAPEC、G20、FAO、IMOなど、いろいろな国際機関等と連携をして、海洋ごみ対策について効率的な、効果的な対策を推進していきたいと考えております。

このほか、別の枠組みですけれども、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」というものがございまして、こちらでも海洋ごみに関する取組が明記されておりますので、これに基づいても対策を推進していきたいと考えております。

続きまして、3ページに移ります。こちらが地域レベルの連携について、先ほど述べた話を具体的に申し上げます。

一つ目がNOWPAP、日本、韓国、中国、ロシアによる取組ですけれども、具体的には地域行動計画、RAPMALIと呼ばれるものがございまして、これに基づいて、海洋ごみに関する情報共有であるとか、また、ワークショップを開催したり、または海岸清掃キャンペーンを実施して、いろいろな海洋ごみ対策について推進していきたいと考えております。

もう一つが、TEMM、日中韓三カ国環境大臣会合における取組ですけれども、こちらについては、最近の動きとして、昨年9月に初のワークショップが中国で開催されました。こちらNOWPAPと共同で開催されたのですけれども、各国の現状や施策について情報交換をするとともに、日本側からマイクロプラスチックを含む海洋ごみの共同研究の提案を行いました。

もう一つが、今年4月にTEMMの第18回会合が静岡で開催されました。こちらは、海洋ごみに関するワークショップと実務者会合を毎年開催し、各国の政策及び三カ国の研究成果に係る情報交換を促進することに合意するとともに、科学者主導によるワークショップの必要性を認識したということについて合意がなされました。

次に続きます、4ページ目でございます。こちらは、国連環境総会、UNEAと呼んでおりますが、これは国連環境計画（UNEP）の意思決定機関であり、原則は2年に1回開催されています。これはもともと平成24年のリオ+20の成果文書に基づいて、これまでは58カ国から成る管理理事会だったものを、193の国連全加盟国が参加するUNEAに拡大しました。そのため、最近の話ですので、今年5月にケニアのナイロビで第2回の総会が行われました。特に海洋ごみ関連におきましては、決議「海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチック」、これはノルウェーが提案したものですけれども、採択されました。

この決議においては、モニタリング手法の標準化に向けた取組であるとか、マイクロプラスチックに関する一層の調査の必要性や、マイクロビーズ等の利用の削減等について明記されています。

もう一つ関連する話がありまして、前回のUNEA1の決議に基づいて、プラスチックごみ及びマイクロプラスチックの現状・政策の方向性等に関する研究報告書が取りまとめられた旨、報告されました。

最後になりますけれども、5ページ目でございます。こちらは海洋及び海洋法に関する国連非公式協議プロセス、ICPと呼んでおりますけれども、これについて、ご報告いたします。これは、海洋に関する国連のフォーラムのことで、海洋における持続可能な開発をテーマとし、海洋問題及び海洋法に関する進展について、国連総会の年次レビューを促進するため、第54回国連総会決議、1999年に設置されました。こちらでは、特定のトピックを取り上げて、パネルディスカッションを行い、そして、成果文書として議長サマリーを作成しています。これは国連加盟国だけではなくて、関連する国連機関やオブザーバー、NGOも参加しています。

今年は、6月に第17回目の会合が開催されました。ここで海洋ごみの中でもプラスチックごみを取り上げられました。場所はニューヨークで行われて、海洋ごみ、プラスチック及びマイクロプラスチックというテーマとして議論されました。海洋ごみの環境的、社会的及び経済的な側面や、海洋ごみ削減への取組等について議論されました。各国政府や国際機関、研究機関、NGO等から約30名のパネリストが参加しています。日本からは、東京農工大学の高田秀重教授が参加しております。

事務局からは以上でございます。

○平野海洋環境室長 ありがとうございます。

では、先ほどの国際動向についての説明につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○金子環境防災課長 すみません、海上保安庁ですが、3ページについてちょっと教えてほしいのですが、上のNOWPAPの部分、私ども海上保安庁も、このNOWPAPの活動に一部かかわっていて、このNOWPAPの下に四つのRAC、地域活動センターがあって、そのうちの一つに油等流出による海洋汚染対応を取り扱うMER/RACというのがあって、それにかかわっているところ、本件については、残りの三つの、どのRACで取り扱われているのか、そうではないのかということと、あと、海岸清掃キャンペーンの実施についてどんなことをされているのか、今、この場でなく後日でも結構ですけど、教えてもらえればと思います。



○事務局 ありがとうございます。NOWPAPにつきましては、ご指摘のとおり、基本的には四つのRAC、地域活動センターでそれぞれ分担して海洋環境保護のための取組を進めていこうというところでございます。

漂着ごみの問題につきましては、そのRAC、みんなで力を合わせてやっていこうということで、RAPMALIという海ごみ問題の解決のための計画をつくってございます。そのRAPMALIの推進計画に基づきまして、海上保安庁でやっていただいているMERRACも一部、漂着ごみ・漂流ごみの対策について、例えば漂流モデルを開発するとか、そういう研究をやっていただいております。そういう形で四つのRACが力を合わせて、おのおの調査研究等を行っているという状況でございます。

一方で、海岸清掃キャンペーンにつきましては、また、そのMERRACは海上保安庁が日本の窓口となってやっていただいておりますが、環境省のほうでRAPMALIというところのフォーカルポイントをさせていただいてまして、基本的に環境省が毎年、フォーカルポイントミーティングに出まして、国際清掃キャンペーンの際に、NOWPAPも一緒にジョイントをして活動しているという状況でございます。また、詳しくは後ほど資料をお届けさせていただければと思います。

○平野海洋環境室長 はい、よろしいでしょうか。

○平野海洋環境室長 では、ほかにご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

議題は以上で終了でございますが、3番、その他でございますけども、その前に、1番、2番、最初の各省の取組も含めて、全体を通じてご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

保安庁さん、どうぞ。

○金子環境防災課長 先ほど、局長様から海洋モニタリング協力のお話がございましたけど、それについては保安庁も持ち帰って検討となろうかと思いますが、持ち帰るに当たって、環境省さんのスタンスをお伺いしたいのですが、こういうことをやろうとしていると追加的寄与が何かしら発生すると思いますけど、それについてはどのようにお考えなのか、例えば環境省さんのほうで一括計上して、関わる・協力するところに振り分けるようなイメージなのか、予算手当も含めて協力してほしいという趣旨なのか、どのように受けとめればよろしいかお伺いできればと思います。

○事務局 ありがとうございます。具体的な予算などのお話については、今後ご相談させていただければと思います。ただ、一方で、例えばマイクロプラスチックのモニタリングということになりますと、今、我々が委託調査でお願いしている東京海洋大学の場合は、実習船ということで大学生の方が船に乗られて、いろいろな練習をされております。その合間の時間に曳網

していただいて、マイクロプラスチックを採取していただくということで、合間合間かつ学生なので追加の費用はかかりません。同じような形でもし既に船を使われて別の調査をされる際に、マイクロプラスチックを採取していただけると、それだけでもかなりありがたいなと思っているところでございます。

○平野海洋環境室長 この詳細、具体的なところは、また今後ご相談させていただければと思います。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

では、ないようですので、本日の会議は全て終了いたしました。これで終了ということでございますが、次回でございますけども、毎年6月ないし7月と、この時期に開催とさせていただいております。特別なことがなければ、次回はまた来年のこの時期になろうかと思いますが、また、時期が近づいてまいりましたら日程の調整をさせていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、第7回海岸漂着物対策推進会議を終了させていただきます。皆様、円滑な議事進行にご協力いただきまして、まことにありがとうございました。

午後 2時50分 閉会